

# みどり通信

第209号 2013. 12. 6

## CONTENTS

● ひと言発言	P1	● 損害保険	P9
● 税務	P3	● これからの研修	P10
● 一倉定 経営心得	P6	● あとがき	P10
● 生命保険	P7	● 年末年始休業のご案内	P11
● 社会保険	P8	● 営業カレンダー	P11



11月15～16日 伊勢へ研修に行ってきました。人生初のみそぎ(水行)も体験し、身体も心も洗い清めることができました。(吉田)

社長				担当

※ 貴社（貴事務所）で回覧してください。



# “ひと言、発言”

今月のひと言発言は、当事務所のホームページ (<http://www.yamanobo-zeirishi.jp/>) に毎日更新中のコーナー「所長のひとりごと」) を掲載いたします。  
次の内容は、12月5日のホームページ掲載のものからです。

## 『魔法の言葉・・・』

今年も残すところ1ヵ月足らずとなりました。やり残したことがないよう新年を迎えたいものですね!!

さて、当事務所では、お客様への日ごろの感謝の気持ちを込めて、来る12月18日午後3時から、加茂市産業センターにて、『魔法の言葉』で有名な五日市剛氏においでいただき講演会を開催させていただくこととなりました。

魔法の言葉とは、

『ありがとう』

『感謝します』

『ツイている』

の3つ。この言葉を多用すると人生がよい方向に進むとのこと。

新年を数日後にひかえて、本講演会にて五日市剛氏の魔法の言葉をお聴きすることによって、平成26年を新たな気持ちで迎えようではありませんか。

参加費は無料ですので、お誘いあわせのうえ、ご参加いただければ幸いです。  
ひとりでも多くの方の参加をお待ちしています!!

税理士 山 口 昇

ツキをよぶ

無料



# 『魔法の言葉』

ありがとう。感謝します。ツイてる。

## 五日市 剛 氏

(TSUYOSHI ITSUKAICHI)

1964年、岩手県二戸市生まれ。  
豊橋技術科学大学大学院博士後期課程修了。1988-89年に米国マサチューセッツ工科大学へ留学。工学博士。大手企業で新規事業および研究開発に従事し、その後自ら会社を興す。現在、数社の顧問も兼任しており、新技術および新規事業の創出に関わっている。学生時代のイスラエル旅行の体験などを語った講演録「ツキを呼ぶ魔法の言葉」(とやの健康ヴィレッジ刊)は、口コミで120万部突破の大ベストセラーとなり、その関連図書を含めると、累計で300万部を超える。

五日市剛氏 公式サイト

「五日市剛のツキを呼ぶ魔法のサイト」<http://www.itsukaichi.jp/>

<日 時> 平成 **25** 年 **12** 月 **18** 日(水)

講演会 15:00~17:00 (開場14:30)

懇親会 17:15~19:30

<会 場> 加茂市産業センター

(住所) 加茂市幸町2丁目2-4 (TEL) 0256-53-3450

<参加費> 講演会: 『**無料**』

※懇親会のみ、お一人様3,000円の会費を頂戴いたします。

<定 員> 200名 ※なお、定員になり次第、締め切らせていただきます。

<申込締切> 平成25年12月10日(火)

<主催・お問い合わせ> 税理士法人山口会計パートナーズ

(住所) 加茂市旭町15番30号 (TEL) 0256-52-6869



## 年末調整の注意点について

早いもので、今年ももう12月、年末調整の時期になりました。

所得税法の改正で、今回の年末調整や平成25年分の確定申告にあたり、昨年までと変わった点についてご紹介いたします。

先日、税務署から皆様のお手元に送付されました年末調整の手引き等にも記載されている内容となりますが、ぜひご確認をお願いいたします。

### ◇平成25年からの変更点

#### ① 復興特別所得税を源泉徴収することとされております

平成23年12月2日に「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」が公布され、これにより、所得税の源泉徴収義務者は、平成25年1月1日から源泉所得税を徴収する際、復興特別所得税（源泉徴収すべき所得税の額の2.1%相当額）を併せて徴収し、源泉所得税の法定納期限までに国に納付しなければならないこととされております。

毎月の給与や賞与については、平成25年分の源泉徴収税額表に基づいて、所得税と復興特別所得税の合計額を徴収し、納付することになっています。平成24年分以前の源泉徴収税額表とは金額が異なります。源泉徴収税額に誤りがないか、今一度ご確認下さい。

#### ② 給与所得控除額の一部が変わりました

給与等の収入金額が1,500万円を超える場合の給与所得控除額については、245万円の定額とすることとされました。

これにより、例えば、月額200万円の給与収入の方の給与所得は、平成24年までは2,110万円でしたが、今年からは2,155万円と計算されますので、課税対象の所得金額が多くなり、負担いただく税額も多くなります。

#### ③ 退職所得控除額についても変更となっています

特定の役員等に対する退職手当等（役員等の勤続年数が5年以下である人が支払を受ける退職手当等で一定のもの）に係る退職所得の金額の計算については、退職所得控除額を控除した残額を2分の1する措置が廃止されました。

## ◇年末調整を受ける際の注意事項

年末調整の計算にあたっては、まずは、「扶養控除等(異動)申告書」や「保険料控除申告書 兼 配偶者特別控除申告書」が正しく記載され、提出されていることが必要です。

もし、後日、扶養控除等の誤りがわかった場合には、年末調整のやり直しによる再計算や、所得税等の追徴による納付等を行わなければいけないこととなってしまいます。

国税庁HPより、それぞれの申告書におけるチェック項目を掲げてみました。

### <扶養控除等(異動)申告書>

- 控除対象扶養親族は、年齢16歳以上（平成10年1月1日以前生）の扶養親族ですか？
- 老人控除対象配偶者又は老人扶養親族は、年齢70歳以上（昭和19年1月1日以前生）ですか？
- その老人扶養親族が、あなた又はあなたの配偶者の直系尊属で同居を常況としている人の場合、「同居老親等」に○を付けていますか？
- 特定扶養親族は、年齢19歳以上23歳未満（平成3年1月2日～平成7年1月1日生）ですか？
- 控除対象配偶者又は扶養親族があなたと別居している場合、常に生活費等の送金を行うなど、その控除対象配偶者等と生計を一にしているといえますか？
- 控除対象配偶者、控除対象扶養親族又は年齢16歳未満の扶養親族の合計所得金額は、それぞれ38万円以下ですか？
- 障害者に該当する（人がいる）場合に記載もれはないですか？  
※ 障害者控除は、年齢16歳未満の扶養親族も適用を受けることができます
- 寡婦、特別の寡婦、寡夫又は勤労学生に該当する人は、あなた本人ですか？
- 住民税に関する事項に、年齢16歳未満（平成10年1月2日以後生）の扶養親族を記載していますか？

### <保険料控除申告書>

- 各種の保険料等は、あなたが支払ったものですか？
- 生命保険料控除額及び地震保険料控除額の計算は正しく行われていますか？
- 一般の生命保険料又は介護保険料に係る契約は、保険金等の受取人を、あなた又はあなたの配偶者や親族とするものですか？
- 個人年金保険料に係る契約は、保険金等の受取人を、あなた又はあなたの配偶者が生存している場合には、これらの人のいずれかとするものですか？
- 地震保険料に係る契約は、あなた又はあなたと生計を一にする親族が所有し常時居住している家屋や、これらの人が所有している生活に通常必要な家財を保険の目的にするものですか？
- 地震保険料と旧長期損害保険料との区分は正しくされていますか？
- 社会保険料の金額の欄に、給与から差し引かれた社会保険料を記載してはいませんか？

### <配偶者特別控除申告書>

- あなたの合計所得金額は、1,000万円以下ですか？
- 配偶者の合計所得金額は、38万円超76万円未満ですか？
- 配偶者特別控除額の計算は、正しく行われていますか？

なお、2ヶ所以上から給与の支払いを受けている場合には、主たる給与の支払者に対してのみ、これらの申告書を提出し、そこでの給与所得について年末調整を受けることとなります。そのため、2ヶ所以上からの給与所得がある方は、従たる給与とあわせて、確定申告をする必要があります。

以上、今回は年末調整についてご紹介させていただきました。ご不明な点は、各担当スタッフまでお気軽にお問い合わせ下さい。

<西丸 保幸>

# 一倉定の経営心得シリーズ

その二十七

「社長は何をしたらいいか…」を  
見つけだす最良の方法は、  
経営計画を自ら立てることである。

経営計画は、社員を変える前に社長自身を変える。

というのは、経営計画によって社長は初めてわが社を知るからである。

経営計画以外に、会社全体を知る手段はない、というのが、私の経験を通しての実感である。

経営計画によって、社長は自ら何をしなければならぬかを知り、同時に増収増益の道を知るのである。迷いは吹っ切れ、自信を持って事業を経営することができるようになるのである。



今回のテーマ

## 医療保険のチェックポイント

医療保険について考えるとき、下記のような内容をチェックすることが大切です。 ～主なチェックポイント例～

- ① **入院日額** ※1日入院するといくら支払われるか。
- ② **保険期間**
- ③ **1入院の支払限度日数**
- ④ **免責日数** (不担保期間) ※何日以上入院が対象になるか。
- ⑤ **先進医療保障**
- ⑥ **手術給付金**
- ⑦ **保険料払込期間**
- ⑧ **死亡保険金**

今回は、医療保険のチェックポイントについて記載いたしました。  
医療保険は入っていれば安心というものではありません。  
ご自身やご家族に合った保障を備えることが大切です。  
保険等についてご不明点等ありましたらお気軽にご相談下さい。



# 社会保険 Q&A

**Q** 配偶者に内職の収入がありますが、被扶養者になれますか？

**A** 配偶者の内職収入が年間どのくらいかによって、被扶養者になれるか、なれないかが決められます。

- ① 配偶者の年間収入が130万円未満（60歳以上の者が障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者は180万円未満）で、被保険者の年間収入の2分の1未満であれば、配偶者は被保険者の被扶養者になれます。
- ② たとえ、配偶者の年間収入が130万円未満（60歳以上の者が障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者は180万円未満）で、被保険者の年間収入の2分の1を超えていても被保険者の年間収入を上回らない場合には、世帯の生計状況を総合的に勘案して、被保険者が世帯の生計維持の中心的役割を果たしていると認められるときは、配偶者を被保険者の被扶養者とすることになっています。

**Q** 妻の両親を私の被扶養者にすることができますか？

**A** 妻の両親は、被保険者の3親等内の親族に該当しますから、被保険者と同じ世帯に属し、主として被保険者によって生計が維持されていれば、被扶養者となることができます。



# 地震保険

## 「2014年7月

## 地震保険の改定のご案内」

2014年7月から地震保険の保険料が改定されます。

### ●保険料率改定確定

- ・政府の地震調査研究推進本部が作成する地震の予知図が一部見直されました。これに基づき、保険始期が2014年7月1日以降の地震保険について、保険料が改定されます。
- ・地震保険は、損害保険会社共通商品ですので、改定実施日以降の新規契約や継続契約が各社対象となります。
- ・例えば、2011年7月1日に契約した地震保険5年契約については、2016年7月1日からの継続契約が、料率改定後の保険料となります。

### ●全国平均で15.5%の引き上げ

- ・基準料率の改定率は都道府県、構造により異なり、引き上げ幅は30%を上限としていますが、全国平均で15.5%の引き上げとなります。

【年間保険例】（保険期間1年、地震保険金額1,000万円あたり、割引適用なし）

都道府県	主契約(M、T、A、B構造) (M、1、2、特級)			主契約(H、C、D構造) (3、4級)		
	現行(円)	改定後(円)	改定率%	現行(円)	改定後(円)	改定率%
岩手、秋田、鹿児島等	5,000	6,500	30	10,000	10,600	6
長野、滋賀、広島等等	6,500	6,500	0	12,700	10,600	-17
福島	5,000	6,500	30	10,000	13,000	30
北海道、新潟、宮城等	<u>6,500</u>	<u>8,400</u>	<u>29</u>	<u>12,700</u>	<u>16,500</u>	<u>30</u>
香川	6,500	8,400	29	15,600	16,500	6
山梨	9,100	8,400	-8	18,800	16,500	-12
茨城、愛媛	9,100	11,800	30	18,800	24,400	30
埼玉、大阪	10,500	13,600	30	18,800	24,400	30
徳島、高知	9,100	11,800	30	21,500	27,900	30
千葉、愛知、三重等	16,900	20,200	29	30,600	32,600	7
東京、神奈川、静岡	16,900	20,200	29	31,300	32,600	4

※地震保険は、建物価額の満額補償ではないため、加入を見送っている方も少なくありません。しかし、万が一震災が起きた場合、多額の修繕費がかかる事が予測されますので、加入されていない方は、改訂前でのご加入をぜひ、おすすめ致します。 担当 星野

# これからの研修

- 『感謝の講演会』 ツキをよぶ「魔法の言葉」 講師：五日市 剛氏  
加茂市産業センター 12月18日（水） 15:00 ～ 17:00
- 松木塾 加茂商工会議所 12月11日（水） 17:00 ～ 21:00  
1月14日（火） 15:00 ～ 19:00
- 原点の会 三条商工会議所 1月21日（火） 9:00 ～ 11:30
- 経営方針発表会 天神屋会館 1月24日（金） 17:00 ～ 18:45



## あ と が き

今年も残り少なくなりました。年初の目標は、どれ位達成できたでしょうか。

私は予期せぬ出来事に、戸惑ってばかりの1年でした。でも、そんな時、さりげなく支えてくれた人...看護師さんや相談員さん、そして友達。今年もたくさんの方に出会い、たくさんのおさしさをいただきました。ありがとうございます。

『人は人に傷つき 人に癒される』

残り少ない日々ですが、今年目標に少しでも近づけるように「笑顔」と「伝えること」を大切にして、心に寄り添った人を癒す人になりたいと思います。

山口 幸子

# 《年末年始休業のご案内》

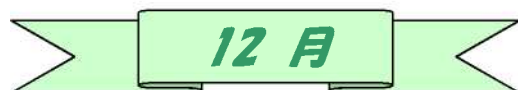
当事務所では、年末年始を下記の日程で休業とさせていただきますので、何卒ご了承賜りますようお願い申し上げます。

記

- 12月28日（土）仕事納め
- 12月29日（日）～翌年1月3日（金）年末年始休業
- 1月4日（土）平常通り

## ◆◇ 山口会計営業カレンダー ◇◆

赤は山口会計の休業日



日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				



日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

### 関与先企業さまへお知らせ

お客様の広告チラシ等がございましたら、月1回発行のみどり通信発送先、すべてに無料で同封いたします。お気軽にお申し付けください。

発行 税理士法人 山口会計パートナーズ

加茂市旭町15番30号 TEL 0256-52-6869 FAX 0256-52-1674

<http://www.yamanobo-zeirishi.jp/> e-mail: yn@tkcnf.or.jp